

## 死亡届に伴う手続き(市役所の主な窓口)

小美玉市に住民登録されている方が亡くなられ、次の表に該当する場合は、それぞれの窓口で手続きを行ってください。なお、各手続きの詳細につきましては、各担当窓口(代表電話番号:48-1111)にお問い合わせください。

手続き一覧表				
区分	該当する方	手続き	必要なもの	窓口
一般	印鑑登録をしていた	印鑑登録証の返還	印鑑登録証	市民課、小川・玉里総合窓口課
	住民基本台帳カードを持っていた	住民基本台帳カードの返還	住民基本台帳カード	
	国民年金に加入していた	国民年金に加入されていて年金を受給する前の方	死亡一時金や遺族基礎年金を請求できる場合がありますのでお問い合わせください	医療保険課、小川・玉里総合窓口課
		国民年金を受給されていた方	未支給年金の請求又は死亡届で報告の手続きが必要になりますのでお問い合わせください	
	厚生年金を受給されていた方	担当窓口にお問い合わせください		水戸南年金事務所 (TEL029-227-3253)
	共済年金を受給されていた方	担当窓口にお問い合わせください		各共済組合
	恩給を受給されていた	担当窓口にお問い合わせください		総務省人事恩給局 (TEL03-5273-1400)
保険	国民健康保険に加入していた	喪失届	死亡した方の被保険者証、死亡を証明するもの	医療保険課、小川・玉里総合窓口課
		葬祭費の請求	印鑑、振込先の口座番号がわかるもの、喪主の方が確認できるもの(会葬礼状等)、死亡を証明するもの	
		引き落とし口座の変更	銀行印、金融機関に口座振替依頼書を提出してください(ペイジーによる口座振替受付は収納課になります)	
	後期高齢者医療に加入していた	喪失届	死亡した方の被保険者証、死亡を証明するもの	医療保険課、小川・玉里総合窓口課
		葬祭費の請求	印鑑、振込先の口座番号がわかるもの、喪主の方が確認できるもの(会葬礼状等)、死亡を証明するもの	
		引き落とし口座の変更	銀行印、金融機関に口座振替依頼書を提出してください(ペイジーによる口座振替受付は収納課になります)	
	医療福祉制度(マル福)を受けていた	受給者証の返還	医療福祉費受給者証	医療保険課、小川・玉里総合窓口課
	介護保険被保険者証を持っていた	介護保険被保険者証の返還	介護保険被保険者証	介護福祉課、医療保険課、小川・玉里総合窓口課

手続き一覧表

区分	該当する方	手続き	必要なもの	窓口
子ども関係	児童手当、児童扶養手当を受給されていた方	受給者の変更又は喪失の届出	印鑑、児童扶養手当証書	子ども課
	父親または母親の死亡によりひとり親家庭になったとき	児童扶養手当の請求ができる場合があります	担当窓口にお問い合わせください	
社会福祉関係	身体障がい者手帳を持っていた	身体障がい者手帳の返還	手帳	社会福祉課
	精神障がい者保健福祉手帳を持っていた	精神障がい者保健福祉手帳の返還		
	療育手帳を持っていた	療育手帳の返還		
税関係	固定資産(土地・建物)を所有していた	相続人代表者指定の届出	印鑑	税務課、小川・玉里総合窓口課
	原付(125cc以下)等を所有していた	名義変更又は廃車の手続き	印鑑、廃車の場合はナンバープレート	
	軽自動車(2輪:125cc超250cc以下)	担当窓口にお問い合わせください		関東運輸局茨城運輸支局 (TEL050-5540-2017)
	軽自動車(4輪等)	担当窓口にお問い合わせください		軽自動車検査協会茨城事務所 (TEL050-3816-3105)
	口座振替で市税を納税していた	引き落とし口座の変更	銀行印、金融機関に口座振替依頼書を提出してください(ペイジーによる口座振替受付は収納課になります)	
農地	農地を所有していた	農地を相続した場合の届出	農地法による届出	農業委員会
上下水道	上下水道料金の請求先名義人だった	請求先名義人の変更	小川・美野里地区	お客様センター (TEL36-8811)
			玉里地区	湖北水道企業団 (TEL24-3232)